

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	3
◎高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	3
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	4
高知県議会訓令	
◎高知県議会公印規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	6
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員公印規程の一部を改正する訓令	7
◎高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	8

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第96号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第141条第6号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付」を「支援給付（配偶者支援金の支給を含む。）」に改め、同条第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第143条第2項第7号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付の」を「支援給付（配偶者支援金の支給を含む。）の」に、「支援給付金品」

を「支援給付金品（配偶者支援金を含む。）」に改め、同条第3項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

る法律施行規則」に改める。
第2条第1項中「をいう」を「をいい、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者（法第2条第3項に規定する特定配偶者をいう。）を含む」に改め、同項に次の2号を加える。

- (11) 配偶者支援金支給決定調書
 - (12) 配偶者支援金支給台帳
- 第2条第2項に次の1号を加える。
(4) 配偶者支援金支給申請書受理簿

第3条第1項及び第4条第2項中「。以下」を「¹（以下）」に改める。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 福祉保健所長は、法第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定に基づき配偶者支援金（法第15条第1項の配偶者支援金をいう。第11条において同じ。）の支給の開始若しくは廃止又は申請の却下の決定をしたときは、当該申請者又は被支援者に対し、書面により通知しなければならない。

第9条中「第29条第1項」を「第29条第1項又は法第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条第1項」に改める。

第11条の見出し中「支援給付金品」を「支援給付金品及び配偶者支援金」に改め、同条第1項中「第19条第7項第3号」を「第19条第7項第3号又は法第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第7項第3号」に、「支援給付金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に改め、同条第2項中「支援給付金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第556号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知高須病院	高知市大津乙2705番地1	平26・9・30	平29・9・29

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月30日

高知県議会議長 浜田 英宏

高知県議会公印規程の一部を改正する訓令

高知県議会公印規程（昭和41年5月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 議会運営委員会委員長印

第3条の見出し中「書体等」を「ひな形等」に改め、同条中「書体、寸法、用途及びひな形」を「ひな形、寸法、書体及び用途」に、「別表第2のとおり」を「別表第2に定めるとおり」に改める。

第4条を次のように改める。

(公印管理者)

第4条 公印の管理者（以下「公印管理者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

第5条の見出し中「に関する事務」を「の新調等」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に、「総務課において」を「総務課長が」に改め、同条第2号中「公印台帳」を「別記様式による公印台帳」に改める。

第6条第1項中「すべて別記様式の」を「全て前条第2号の規定により」に、「でなければ、」を「でなければ、これを」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 公印管理者は、公印の偽造、変造、盗用その他公印に関する事故が発生したときは、速やかに、その旨を議長に報告しなければならない。

3 公印管理者は、公印の使用を廃止したときは、速やかに、その旨を総務課長に通知するとともに、当該公印を引き継がなければならない。

本則に次の2条を加える。

(公印取扱者)

第7条 公印管理者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印取扱者を1人以上定めておかななければならない。

2 前項の公印取扱者（次条において「公印取扱者」という。）は、高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）第21条に規定する公文書主任その他公印管理者が命じた者をもって充てる。

(公印の使用)

第8条 公印を使用しようとする者は、高知県議会事務局規程第38条の規定により浄書及び校合を行い、押印する公文書及び決裁公文書を公印管理者又は公印取扱者に提示し、その照合を受けなければならない。

2 公印管理者又は公印取扱者は、前項の照合の結果、公印を押印することが適当であると認めるときは、高知県議会事務局規程別記第1号様式による回議書又は回議された公文書の所定の欄に押印又は署名をし、公印の使用を認めなければならない。

3 公印取扱者が公印を使用しようとするときは、第1項の照合及び前項の押印又は署名は、公印管理者又は他の公印取扱者が行うものとする。

4 公印の使用に当たっては、当該公文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。

5 高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日及び退庁時刻後の公印の使用は、あらかじめ、公印管理者の承認を得て、その指示に従わなければならない。

別記様式を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第4条関係)

公印の種類	ひな形	寸法	書体	公印管理者	用途
議会印	別表第2の(1)	方36mm	てん書	総務課長	一般事務用
専用議会印	別表第2の(2)	方21mm	てん書	議事課長	投票用紙専用
議長印	別表第2の(3)	方27mm	てん書	総務課長	一般事務用
副議長印	別表第2の(4)	方27mm	てん書	総務課長	一般事務用
常任委員会委員長印	別表第2の(5)	方24mm	てん書	政策調査課長	一般事務用
特別委員会委員長印	別表第2の(6)	方24mm	てん書	政策調査課長	一般事務用
議会運営委員会委員長印	別表第2の(7)	方24mm	てん書	議事課長	一般事務用
事務局印	別表第2の(8)	方27mm	てん書	総務課長	一般事務用
事務局長印	別表第2の(9)	方24mm	てん書	総務課長	一般事務用
課長印	別表第2の(10)	方21mm	てん書	各課の長	一般事務用
契印	別表第2の(11)	長径30mm 短径13mm	てん書	各課の長	一般事務用

別表第2中
「注：(5)及び(10)については、適宜文字の配列を変更することができる。」
を
「備考(5)及び(10)については、適宜文字の配列を変更することができる。」
に改める。
別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

公印の種類		登録年月日	
印影		用途	
		使用開始年月日	
		廃止年月日	
		廃止の理由	
		備考	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の高知県議会公印規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県議会公印規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県議会訓令第2号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月30日

高知県議会議長 浜田 英宏

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

第9条第14号中「議会議長」を「議長」に改める。

第21条第2項中「公文書主任」を「前項の公文書主任（以下「公文書主任」という。）」に改める。

第22条第1項第5号を次のように改める。

(5) その他の公文書

表彰状、感謝状、辞令、契約書、決定書、請願書、書簡文、証明書、事務局内関係公文書その他これらに類するもの第23条第2項中「重要と」を「重要であると」に改める。

第30条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条第1項ただし書中「軽易と認められるもの」を「軽易であると認められる公文書」に改め、同条第2項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第30条の2中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第31条の見出しを「（收受の手續）」に改め、同条第1項中「公文書（電子的方式により受信するものを除く。以下この節において同じ。）等は」を「公文書等（公文書にあつては、電子的方式により受信するものを除く。以下この節において同じ。）は、第1号に規定する主務課に直接到着したものを除き」に改め、同項第1号中「開封し」を「開封し、その余白に別記第5号様式による收受日付印（以下この条において「收受日付印」という。）を押印して」に改め、同項第3号中「別記第5号様式による」を削り、「押印し」を「押印して」に改め、同条に次の2項を加える。

3 総務課の公文書主任は、第1項の規定により総務課において開封した公文書について、文書情報システムに收受の登録をしなければならない。ただし、定期刊行物、パンフレット、挨拶状その他総務課長が軽易なものと認めるもの及び総務課長が文書情報システムへの收受の登録以外の方法により処理すること

が適当であると認めるものについては、この限りでない。

4 主務課の公文書主任は、封かんのまま配布された公文書（主務課に直接到着した公文書を含む。）を開封し、その余白に收受日付印を押印するとともに、文書情報システムに收受の登録をしなければならない。ただし、文書情報システムへの收受の登録については、定期刊行物、パンフレット、挨拶状その他主務課長が軽易なものと認めるもの及び主務課長が文書情報システムへの收受の登録以外の方法により処理することが適当であると認めるものにあつては、この限りでない。

第32条の見出し中「配布公文書」を「電子公文書」に改め、同条第1項を次のように改める。

主務課の担当者は、受信した電子公文書について、文書情報システムに收受の登録をしなければならない。ただし、定期刊行物、パンフレット、挨拶状その他主務課長が軽易なものと認めるもの及び主務課長が文書情報システムへの收受の登録以外の方法により処理することが適当であると認めるものについては、この限りでない。

第32条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とする。

第33条第1項ただし書中「決裁権者が」を「決裁権者が当該回議された公文書の」に改める。

第34条第2項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第35条中「前条の規定により」を「前条第1項の」に改める。

第38条に後段として次のように加える。

この場合において、当該浄書又は校合をした者は、別記第1号様式による回議書又は回議された公文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。

第40条第4項中「公文書（信書を除く。）等」を「公文書等（信書を除く。）」に改める。

第43条第2項中「当該公文書の回議書に当たるもの」を「当該回議された公文書」に改める。

第46条第3項ただし書中「については、」を「については、それぞれ」に改め、同項第1号中「翌年1月1日」を「当該公文書の完結の日の属する年の翌年の1月1日」に改める。

別記第1号様式中「第33条関係」を「第33条、第38条関係」に改める。

別記第5号様式中「、第32条」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第2号

事務局一般

高知県監査委員公印規程の一部を改正する訓令を次のように定

める。

平成26年9月30日

高知県代表監査委員 朝日 満夫

高知県監査委員公印規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員公印規程（昭和39年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

監査委員事務局

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条の見出し中「ひな形及び寸法」を「ひな形等」に改め、同条中「書体、寸法及びひな形は、別表第1及び第2の」を「ひな形、寸法及び書体は、別表第1及び別表第2に定める」に改める。

本則に次の1条を加える。

（その他の取扱い）

第4条 この規程及び高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）に定めるもののほか、公印の取扱いに関し必要な事項は、高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の例によるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

公印の種類	ひな形	寸法	書体
高知県代表監査委員印	別表第2のア	方24mm	てん書
高知県監査委員印	別表第2のイ	方24mm	てん書
高知県監査委員事務局印	別表第2のウ	方24mm	てん書
高知県監査委員事務局長印	別表第2のエ	方24mm	てん書
契印	別表第2のオ	長径30mm 短径13mm	てん書

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第3条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

高知県監査委員訓令第3号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月30日

高知県代表監査委員 朝日 満夫

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「委員」」を「第3条第1項を除き、以下「委員」」に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第9条第2項中「公文書主任」を「前項の公文書主任（以下「公文書主任」という。）」に改める。

第17条の見出しを「（收受の手続）」に改め、同条第1項中「公文書（電子的方式により受信するものを除く。以下この節において同じ。）等」を「公文書等（公文書にあっては、電子的方式により受信するものを除く。以下この節において同じ。）」に改め、同条第3項ただし書中「事務局長が軽易なもの」を「定期刊行物、パンフレット、挨拶状その他事務局長が軽易なもの」と認めるもの及び事務局長が文書情報システムへの收受の登録以外の方法により処理することが適当である」に改める。

第20条第1項ただし書中「決裁権者が」を「決裁権者が当該回議された公文書の」に改める。

第22条第1項中「公文書」を「公文書で発送を要するもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、浄書又は校合をした者は、別記第1号様式による回議書又は回議された公文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。

第22条第2項を次のように改める。

2 浄書して発送を要する公文書には、公印の押印を受けなければならない。ただし、事務局長が軽易なものとする公文書及び電子的方式により送信する公文書については、この限りでない。

第23条を次のように改める。

（公印の使用）

第23条 公印を使用しようとする者は、前条第1項の規定により浄書及び校合を行い、押印する公文書及び決裁を受けた公文書を公文書主任に提示し、その照合を受けなければならない。

2 公文書主任は、前項の照合の結果、公印を押印することが適当であると認めるときは、別記第1号様式による回議書又は回

議された公文書の所定の欄に押印又は署名をし、監査監は、公印の使用を認めるものとする。

3 公文書主任が公印を使用しようとするときは、第1項の照合及び前項の押印又は署名は、監査監が行うものとする。

4 公印の使用に当たっては、当該公文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。

5 高知県の休日を守る条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日及び退庁時刻後の公印の使用は、あらかじめ、監査監の承認を得て、その指示に従わなければならない。

第24条中「前条」を「第22条第2項本文」に改める。

第28条第2項中「当該公文書の回議書に当たるもの」を「当該回議された公文書」に改める。

第30条第1項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同項の表第1類の項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、同条第3項ただし書中「翌年1月1日」を「当該事案の処理が完結した日の属する年の翌年の1月1日」に改める。

第31条第2項中「次長へ」を「次長に」に改める。

第42条の見出しを「（事務引継）」に改める。

別記第1号様式中「第22条関係」を「第22条、第23条関係」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「、第17条」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。